



島根県報

平成19年11月2日 (金)
第 1,928 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示		
森林法第189条の規定による告示及び掲示 (6 件)	(森 林 整 備 課)	1
公 告		
公共測量の終了	(用 地 対 策 課)	3
都市計画変更の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	4
開発行為に関する工事の完了	(")	4
雑 報		
危険物取扱者試験の実施	(消 防 防 災 課)	4

告 示

島根県告示第887号

平成19年農林水産省告示第1197号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
仁多郡奥出雲町八川1182 - 1	糸原 操	松江市東朝日町151番地25

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第888号

平成19年農林水産省告示第1198号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を江津市役所及び関係町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
江津市桜江町小田959 - 7、959 - 25	堀 充郎	大阪府貝塚市清見600
邑智郡邑南町下口羽3241	日高登四郎	邑智郡邑南町下口羽405
邑智郡美郷町宮内1064	有井 良徳	広島県広島市東区二葉の里3 - 5 - 4 - 103

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

島根県告示第889号

平成19年島根県告示第807号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を大田市役所及び飯南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
大田市鳥井町鳥越字宮ノ前142 - 2	神辺神社	大田市鳥井町鳥越142 - 2
大田市川合町川合字長田1452 - 1	貴田 キク	大田市川合町川合1524
大田市鳥井町鳥越字宮ノ前143 - 1	橋田 クラ	大田市鳥井町鳥越142 - 1
飯石郡飯南町小田1317	安部 純悟	飯石郡飯南町小田22
飯石郡飯南町小田1317	安部 浩	出雲市今市町264

島根県告示第890号

平成19年島根県告示第808号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を関係市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
出雲市佐田町宮内字小丸557	安食 幸敏	松江市菅田町178 - 10
大田市仁摩町大国寺ノ上646、字照善坊山4295	小笠原善勝	兵庫県神戸市垂水区つづじが丘5丁目8 - 13
大田市三瓶町池田字熊木1074、1074 - 1、1074 - 2	麻尾忠二郎	大田市三瓶町池田2749 - 1

島根県告示第891号

平成19年島根県告示第809号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年11月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
仁多郡奥出雲町河内968 - 20	吾郷 文江	松江市大庭町1558 - 2

島根県告示第892号

平成19年島根県告示第810号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を雲南市役所及び奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年11月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市大東町川井1686	土谷 富夫	雲南市大東町川井648 - 14
仁多郡奥出雲町亀嵩3389 - 2	稲若 薫明	仁多郡奥出雲町亀嵩671

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、次の公共測量は終了した旨国土交通大臣から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公告する。

平成19年11月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）
- 2 作業期間
平成17年 7 月 1 日から平成19年 3 月31日まで
- 3 作業地域
平成17年度着手
松江市、出雲市、益田市
平成18年度着手
浜田市、出雲市、大田市、安来市

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
簸川郡斐川町大字黒目540番、541番、542番
面積 5,804.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
簸川郡斐川町大字荘原町2172番地3
斐川町農業協同組合
代表理事組合長 多々納 道雄

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る平成19年度第3回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定に基づき公示する。

平成19年11月2日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

- 1 試験の種類
乙種第4類危険物取扱者試験
- 2 試験の日時及び場所
 - (1) 試験の日時
平成20年2月10日（日） 13時00分から
 - (2) 試験の場所
松江市、出雲市、浜田市、益田市、隠岐の島町
- 3 受験手続
 - (1) 受験願書提出先
財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）
 - (2) 受験願書受付期間
平成19年12月11日から12月25日まで（郵送の場合は、12月25日の消印有効。）
 - (3) 受験手数料

乙種第4類危険物取扱者試験 3,400円

4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、東部・西部県民センター（事務所）、各消防本部、各地区危険物保安協会

(2) 郵送により請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円切手をはった請求者あて先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて送付する。

(3) 問合せ先

〒690 - 0882

松江市大輪町420 - 1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話0852 - 27 - 5819 FAX0852 - 25 - 8242

